

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-99 警告反射板	8-99 警告反射板 [審査事項なし]
7-99-1 性能要件（視認等による審査） 自動車に備える警告反射板は、その反射光により他の交通に警告することができるものとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条の 3 関係、細目告示第 143 条関係） ① 警告反射板の反射部は、一辺が 400mm 以上の中空の正立正三角形で帯状部の幅が 50mm 以上のものであること。 ② 警告反射板は、夜間 150m の距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。 ③ 警告反射板による反射光の色は、赤色であること。 ④ 警告反射板は、路面上に垂直に設置できるものであること。	